

審決取消請求事件

[平成25年8月28日判決（知財高裁） 平成24年（行ケ）第10448号](#)

キーワード：容易想到性／課題の共有性／阻害要因

担当 弁理士 須藤 淳

1. 事案の概要

本件は、発明の名称「自転車用ペダルの取付装置」とする発明について、原告が平成18年8月29日に特許出願し、平成24年1月18日付けで拒絶査定を受け、同年5月1日、拒絶査定不服審判請求（不服2012-7987号事件）をしたところ、特許庁が同年11月7日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたため、審決取消を求めた事案である。

2. 結論

請求棄却（審決維持）

3. 本件特許出願

発明の名称：自転車用ペダルの取付装置
出願番号：特願2006-232007
出願日：平成18年8月29日
公開番号：特開2008-55935
公開日：平成20年3月13日

4. 本件発明

【請求項1】

ペダルクランクのペダル軸装着孔に装着される受け具と、外周に球体である係止体が係止する係止凹部を設けたペダル軸とを組み合わせで成り、

前記受け具は、

ペダル軸の外形と同等の内径を有するネジカラーと、このネジカラーに形成された透孔に装着された係止体と、このネジカラーの外側に摺動可能に装着されたストッパカラーとで構成され、

前記ストッパカラーは、前記係止体をネジカラーの中心軸方向へ押圧して係止体を前記ペダル軸の係止凹部に係止状態に保持するストッパ凸部を有し、

前記ネジカラーとストッパカラーの間にはスプリングが配設され、

前記スプリングは、ネジカラーとストッパカラーとを離反方向又は引き付け方向に付勢すると共に、両者の間に回転方向の力を付加するように配設され、

前記ネジカラーの外側には突起が設けられ、ストッパーカラーの周壁には前記突起が移動するための軸方向の溝が設けられ、

前記ストッパーカラーを回転させて前記溝と突起の位置を合わせ、ストッパーカラーを摺動させることにより前記係止体と係止凹部との係止が解除されるようにした、
自転車用ペダルの取付装置

5. 争点

容易想到性判断の誤り

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 容易想到性判断について

当裁判所は、本願発明の甲4発明との相違点に係る構成は、甲4発明に甲5発明を組み合わせるにより、容易に想到することができる判断する。その理由は、以下のとおりである。

ア 解決課題

本願発明の解決課題は、「ペダルが不慮の力によって外れる危険を解消すること」である。

甲4発明においても、「ペダル軸の不慮の脱抜を防止」することが、その解決課題の一つであると解され、本願発明と甲4発明とは、解決課題において共通する。

イ 課題解決方法

甲4発明において、自転車の走行中等に、ペダルが外れるのは、キャップ8がスプリング11の付勢に抗して摺動すること等に起因するため、ペダル軸の不慮の脱抜を防止するためには、キャップ8がそのような状態に至らないような手段を採用することが必要となる。

ところで、甲5には、ロックボールを押圧して、ロックボールをプラグの係合溝に係止状態に保持するロックボール押圧部をスプリングにより付勢する構成が示されている。また、甲5には、誤って管継手に触れスリーブが後退してしまいソケットとプラグとが分離してしまう事態を防止する管継手として、スリーブの後退側端部に切欠係合部を形成し、ソケットにはストッパーを設け、スリーブの前進時には切欠係合部とストッパーとが外れた状態とし、そして切欠係合部とストッパーとが軸方向に一致したときにスリーブの後退を可能とし、ソケットとプラグとの連結時にスリーブを軸心を中心に円周方向回転させて切欠係合部とストッパーとを軸方向に一致しないようにする構成が示されている。

ウ 小括

上記のとおり、甲5には、甲4発明における解決課題、すなわち、「係止体4を押圧して係止体4をペダル軸1の係止凹部2に係止状態に保持するキャップ8をスプリング11により付勢する構成を有するものにおいて、キャップ8が、操作者の意図しない時に、スプリング11の付勢に抗して摺動した状態にならないようにする」との解決課題が示されている。甲4発明と甲5発明とは、ソケットとプラグとを用いた固定方法において、ソケ

ットとプラグとの離脱を防ぐことを解決課題としている点で共通する。

そして、甲5には、「回転させて溝と突起の位置を合わせる」との構成が示されている。

したがって、本願発明における甲4発明との相違点に係る構成は、甲5発明に記載された解決手段を適用することによって、容易に想到することができたというべきである。

(2) 原告の主張について

原告は、甲4発明や本願発明は、動的状態で使用するための固定装置であるのに対し、甲5発明は管継手であって、静的状態を使用することを前提とした技術であり、両者はその前提が異なるから、甲5発明を適用することの阻害要因となる旨主張する。

しかし、動的状態を想定した固定装置と静的状態を想定した固定装置という違いは、これによって固定装置の係止状態を保持する構成が異なるものではないから、静的状態を想定した固定装置の構成を甲4発明に適用することの阻害要因となるものではないというべきである。

また、原告は、本願発明は、「クランク」と「ペダル軸」を連結するための装置である一方、甲5発明は「管」と「管」とを連結するための装置であるとも主張するが、同様に、この違いによって固定装置の係止状態を保持する構成が異なるものではないから、原告の主張は採用できない。

以上